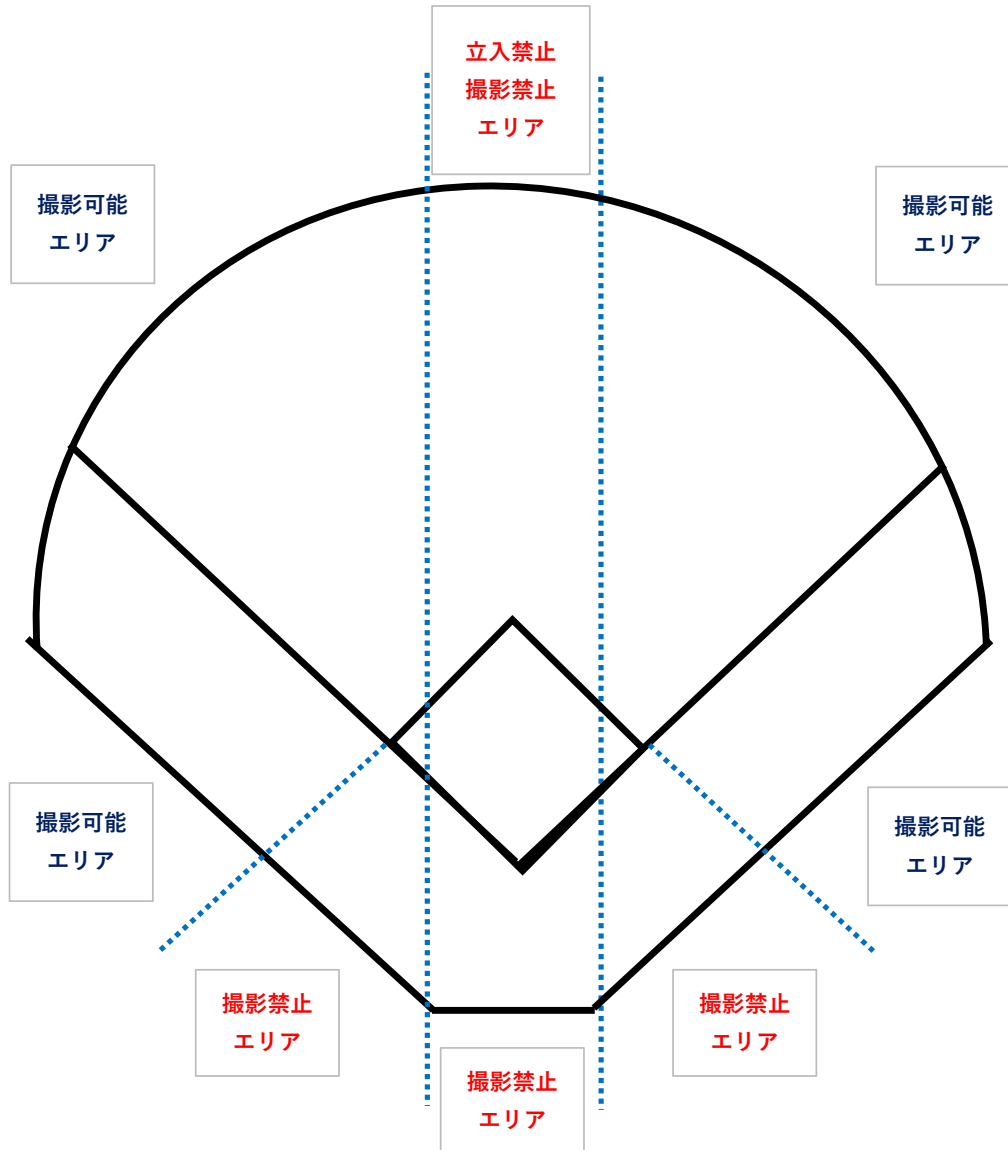


ビデオ撮影 禁止エリア

(※カメラによる連写撮影行為を含む)



1. 上記図のとおり、撮影禁止エリアからのビデオ撮影は一切禁止とする。
2. センター後方立ち入り禁止区域は、原則：中心線より両サイド6 mずつの幅計12 mとする。
3. 立入禁止区域での練習も禁止とする。
4. 三脚等にて撮影する場合は、風等で倒れることを想定し、倒れた時に境界フェンスに当たらない位置に設置する。
5. スピード測定器は、禁止エリア内に設置しても構わないが、そこに人がいてはならない。
6. 撮影禁止エリアでの、データ収集行為は一切禁止とする。
7. 上記申し合わせは、場外スタンドがある場合においてはこの限りではない。（都度確認）